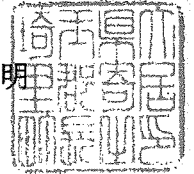




寄上発第1282号
令和5年10月12日

寄居町水道委員会
会長 坂本 建治 様

寄居町水道事業
寄居町長 峯岸 克明



水道料金の改定について（諮問）

このことについて、寄居町水道委員会設置条例（昭和33年条例108号）第2条の規定に基づき設置された貴委員会に、下記の事項について意見を求めます。

記

1. 諮問事項

水道料金の改定について

2. 諮問理由

水道事業は、地方公営企業として独立採算の原則に基づき、水道料金を主財源として運営をしております。

本町の水道事業は、昭和36年に供用開始し、6度の拡張により現在に至っており、この間、水道料金については、平成23年4月に基本料金を10%値下げして以来、現行料金を維持しています。水道料金の値上げについては、平成13年4月に基本料金を15%改定した以降は、消費税率の引き上げ分を除くと実質22年間値上げは行っておりません。

そうした中で、少子高齢化の進展による人口減少に伴う給水人口の減少、節水型機器の普及等もあり、今後も水需要の減少による料金収入の減少が見込まれ、一方で、老朽化が進む水道施設の更新・耐震化事業に多額の投資が必要であり、その財源を確保することが重要な課題となっております。

このことから、本町の水道事業が将来にわたって「安全で安心な水を安定して供給する水道」であり続けるために、水道料金の改定について、貴委員会の意見を賜りたく諮問いたします。